

豊橋総合動植物公園内自動販売機設置に係る 一般競争入札説明書

この入札に参加するには、事前の申込が必要です。
入札に参加希望の方は、入札説明書をよくお読みになり、内容を十分確認したうえで、ご参加ください。

【入札執行日】 令和8年3月10日（火）午後2時

【入札会場】 豊橋総合動植物公園 東事務所 講義室

【参加申込受付期間】

令和8年2月23日（月）～令和8年3月3日（火）

午前8時30分～午後5時15分

【参加申込受付場所】

豊橋総合動植物公園 中央管理事務所（豊橋市大岩町字大穴 1-238）

電話（0532）41-2186

※郵送可、期日までに必着のこと

1 グループ別設置許可台数

【所在地】豊橋市大岩町字大穴 1-238

| グループ | 販売品目 | 設置台数 | 設置面積※ | 箇所区分 |
|------|-----------------|------|---------------------|------|
| A | 飲料水 | 7台 | 9.45 m ² | 屋外 |
| B | 飲料水 | 7台 | 9.45 m ² | 屋外 |
| C | 飲料水 | 5台 | 6.75 m ² | 屋外 |
| D | 飲料水 | 5台 | 6.75 m ² | 屋外 |
| E | 飲料水 | 5台 | 6.75 m ² | 屋外 |
| F | 飲料水 | 5台 | 6.75 m ² | 屋外 |
| G | 飲料水 | 5台 | 6.75 m ² | 屋外 |
| H | 飲料水 | 5台 | 6.75 m ² | 屋外 |
| I | 飲料水 | 5台 | 6.75 m ² | 屋外 |
| J | 飲料水(A E D付) | 1台 | 3.99 m ² | 屋内 |
| K | 飲料水(紙おむつ付) | 4台 | 5.4 m ² | 屋外 |
| L | アイスクリーム・ 氷菓子 | 5台 | 6.75 m ² | 屋外 |
| M | アイスクリーム・ 氷菓子 | 5台 | 6.75 m ² | 屋外 |
| N | アイスクリーム・ 氷菓子 | 4台 | 5.4 m ² | 屋内 |

※1台当たり1.35m²以内に設置いただきますが、自動販売機の機種によっては、販売品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障が生じる場合もあるので、それらの支障がないことを確認し、上記範囲内に設置ください。

2 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者は、入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 豊橋市内またはその近隣に本店、支店又は営業所を有し、故障時のメンテナンスや利用者等からのクレームに対し迅速に対応できること。
- (3) 入札公告の日から落札決定までの間、豊橋市から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) この通知の日から落札決定日までの期間において、「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）（以下「合意書」という。）に基づく排除措置又は豊橋市から指名停止措置を受けている者は、入札に参加することができません。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 入札公告の日から過去3か年以内に、事業として自ら管理・運営する清涼飲料水等（タバコ、酒類を除く）の自動販売機を設置した実績があること。
- (7) 設置した機器については自ら管理・運営をすること。
- (8) 次に掲げる国税、愛知県税及び豊橋市税が未納でないこと。

（国税）

法人の場合：法人税、消費税及び地方消費税

個人の場合：申告所得税、消費税及び地方消費税

（愛知県税）

法人の場合：法人県民税、法人事業税（地方法人特別税を含む）及び自動車税

個人の場合：個人事業税、自動車税

（豊橋市税）

豊橋市市税条例（昭和25年条例第25号）に規定する市税

豊橋市国民健康保険税条例（昭和33年条例第10号）に規定する国民健康保険税

3 自動販売機の設置条件

- (1) 設置事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の規定に基づき、豊橋市が設置事業者に対し、公園内における公園施設（自販機）の設置を許可するものです。

- (2) 設置面積

仕様書のとおり

- (3) 許可期間

令和8年4月6日から令和11年3月31日まで

- (4) 公園使用料

設置に係る公園使用料は、入札により決定した金額とします。

- (5) 必要経費

自動販売機の設置（日程調整を含む。）及び撤去に要する工事費、移転費等の費用はすべて設置事業者の負担とします。

電気使用料については設置事業者の負担とし、豊橋市が指定する期限までに納入してください。電気使用料は、機器の年間消費電力量に月ごとの園内の電気料金

実績単価を乗じて算出する為、各設置事業者は落札後に機器の年間消費電力量がわかる仕様書やカタログ等の写しを自販機設置日までに提出してください。設置する自動販売機については、次に掲げる条件を満たしたものとしてください。

ア 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

イ 1,000円紙幣が使用できること。

容器の回収・処分は施設管理者で行い、係る実費相当額を各設置事業者の負担とします。回収・処分費算出のために各設置事業者は月ごと・設置個所ごとの売上本数が出る報告書を半期ごとに施設管理者へ提出すること。

(6) 利用上の制限

設置許可期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 公園使用料、電気使用料及び容器処分費を期限までに確実に納付すること。

公園使用料・・・各年度ごと当初に一括前払い

電気使用料・・・半期ごとに実績に応じ後払い

容器処分費・・・半期ごとに実績に応じ後払い

イ 自動販売機の設置許可について第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

ウ 販売品の搬入・搬出時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこと。

エ 販売品目は仕様書記載の販売条件のとおりとし、酒類・たばこの販売を行わないこと。なお、販売品の具体的な構成については、落札決定後、自動販売機を設置する前に施設管理者と協議を行うこと。

(7) 維持管理

設置許可期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 販売品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、販売品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

ウ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。

エ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(8) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を豊橋市に請求することができません。

4 入札参加申込の受付

(1) 日 時

令和8年2月23日（月）から令和8年3月3日（火）まで
（午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 受付場所

豊橋総合動植物公園 中央管理事務所（豊橋市大岩町字大穴1-238）

(3) 提出書類（各1部）

ア 一般競争入札参加申込書（様式第1）

イ 委任状（様式第2）

※一般競争入札参加申込者が、豊橋市内または近隣にある支店又は営業所等に対して、一般競争入札参加申込書の提出等に関する権限を委任する場合に提出すること。

ウ 住民票謄本、法人の場合は登記事項証明書

エ 国税及び地方税に滞納がないことがわかる証明書

オ 経歴書

・法人の場合 会社経歴書、代表者略歴、役員名簿

・個人の場合 代表者経歴書

(営業成績などを示す書類の提出を求めることがあります。)

※必要により上記以外の書類の提出を求めることがあります。

(4) 提出方法

提出の書類は、持参、郵送どちらでも構いません。期日までに必着のこと。

5 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果については、令和8年3月5日(木)までにFAXにて通知します。

6 入札執行の場所及び日時

(1) 場所

豊橋総合動植物公園 東事務所 講義室 (豊橋市大岩町字大穴1-238)

(2) 日時

令和8年3月10日(火) 午後2時

7 入札保証金

免除

8 入札金額

(1) 入札金額は、許可期間中(3年間)の公園使用料の総額を記入してください。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額をもって落札価格としますので、契約希望金額を入札書に記載してください(消費税非課税)。ただし箇所区分が屋内の場合、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください(消費税課税)。

9 入札・開札および決定方法

(1) 入札書は各グループ毎に所定の様式(様式第4)にて作成してください。

(2) 落札者は予定価格以上の最高の価格をもって決定します。落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

(3) 事業者は全てのグループに対して何グループでも入札することができますが、落札できる物件は原則5グループまで(※1)とします。入札書には希望順位を必ず記載してください。

(※1)一つの事業者が6グループ以上に対して落札する価格を提示した場合は、

上位希望の5グループについて落札とします。ただし上位希望の5グループ以外のグループについて他者の応札が無かった場合、または次候補者の入札額が予定価格に達していない場合は6グループ以上となっても落札とします。

- (4) 同一物件について、1人で2人以上の申込人の代理人となり、又は申込人が他の申込人の代理人となることはできません。
- (5) 提出した入札書は書換え、引換え、又は撤回することはできません。落札後に辞退することも原則できません。
- (6) 入札金額はアラビア数字（算用数字）で記載してください。
- (7) 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - ア 豊橋市契約規則（昭和39年規則第11号）第39条第1号から第8号に該当する入札
 - イ 一般競争入札参加申込書を提出していない者のした入札
 - ウ 入札書の金額を訂正したもの
 - エ 郵送による入札
 - オ 虚偽の事実を記載した者のした入札
 - カ 担当職員の指示に従わなかった者の入札
 - キ 本市に談合情報が寄せられた場合で、談合の疑いが強いと豊橋市公正入札調査会が認めた場合
- (8) 入札が無効になった者は、再度入札には参加できません。
- (9) 入札は、参加者が1者の場合でも実施します。
- (10) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければなりません。
- (11) 開札の結果、予定価格に達する入札のない場合は、直ちに再度入札（原則として2回を限度とする。）を行いますので、再度入札のための予備の入札書（記名した入札書）を複数枚用意してください。

10 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札日を延期することがあります。

11 許可申請書

- (1) 落札事業者は速やかに豊橋市都市公園条例に基づく公園施設設置許可申請書（様式第5）を提出いただき、その後許可指令書を発出します。
- (2) 設置の許可については許可期間の満了（3年）をもって終了し、更新はありません。

12 質疑について

入札についての質問は、2月11日（水）までに質疑書（様式第3）をFAXにより送信してください。回答は2月11日（水）以降に総合動植物公園ホームページ上に掲載をします。

13 その他

その他定めのない事項は豊橋市契約規則によることとします。

1 4 問い合わせ先

豊橋市 総合動植物公園 動植物園 担当：大場

電話 (0 5 3 2) 4 1 - 2 1 8 6

FAX (0 5 3 2) 4 1 - 8 0 3 0